

神崎町省エネ推進事業を紹介します！

省エネ家電製品買い替え促進補助金

エアコン・冷蔵庫・テレビを省エネ家電に買い替える方に補助金を交付します。所定の申請書に必要な書類を添付して申し込みをしてください。

●対象者 町税の滞納が無く、神崎町の住民基本台帳に記録されているもの

●補助対象

- ①神崎町の住民基本台帳に記録されている。
- ②省エネ家電製品を住民基本台帳に存する住居に設置する。
- ③既設の家電からの買い替えであること。
- ④既設の家電を家電リサイクル法に基づき適正に処理していること。
- ⑤省エネ基準達成率100%以上のものであること。
- ⑥新品かつ未使用のものであること。

●補助金額

補助対象経費の3分の1以内の額（上限50,000円、1,000円未満の端数は切り捨て）

●対象期間 令和7年4月1日～令和8年1月31日

●受付開始 令和7年7月1日から

●問合せ 町民課生活環境係 ☎ 2113



住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金

太陽光発電システム・定置用リチウムイオン蓄電システム・窓の断熱改修に加えて、電気自動車・PHEV車・V2H充放電設備のメニューを追加しました。

補助対象	補助金額
電気自動車・PHEV車	①住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設 上限 150,000円
	②住宅用太陽光発電設備のみを併設 上限 100,000円
	③住宅用太陽光発電設備を併設しない 対象外
V2H充放電設備	補助対象経費×1/10 上限 250,000円

●問合せ 町民課生活環境係 ☎ 2113

不法投棄はやめましょう！

ごみは指定袋以外の袋では回収されません。各地区のルールを守って自分の地区のごみステーションを使いましょう。

また、ごみは分別し、回収できないものは出さないようにしましょう。



▲資源物回収所への寝具類・綿の入った衣類やごみの不法投棄はやめましょう